

周南緑地の体育施設使用料（令和7年4月1日～）

周南市体育施設条例で定める施設使用料等のうち、周南緑地内の施設の使用料は下記のとおりです。

総合スポーツセンター（ゼオンアリーナ周南）

○専用使用料

時間区分	施設名	使用区分				備 考
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
		(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	
9時から 12時まで	メインアリーナ	10,240	51,200	25,600	102,400	<p>1 専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部(事務所、売店等を除く。)を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。</p> <p>2 左記使用区分の2により使用する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に(1)は50を、(2)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。</p> <p>3 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。</p>
	多目的ホール	5,680	28,400	14,200	56,800	
	弓道場	3,040	6,080	-	-	
	カルチャールーム	1,390	2,780	2,780	5,560	
	講座室	450	900	900	1,800	
	会議室	280	560	560	1,120	
13時から 17時まで	メインアリーナ	13,660	68,300	34,150	136,600	<p>4 左記使用区分の2により使用する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、左記の使用区分1の使用料を徴収する。</p>
	多目的ホール	7,580	37,900	18,950	75,800	
	弓道場	4,060	8,120	-	-	
	カルチャールーム	1,850	3,700	3,700	7,400	
	講座室	600	1,200	1,200	2,400	
	会議室	370	740	740	1,480	
18時から 22時まで	メインアリーナ	13,660	68,300	34,150	136,600	<p>5 左記使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ延長料を徴収する。延長料は1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間という。</p>
	多目的ホール	7,580	37,900	18,950	75,800	
	弓道場	4,060	8,120	-	-	
	カルチャールーム	1,850	3,700	3,700	7,400	
	講座室	600	1,200	1,200	2,400	
	会議室	370	740	740	1,480	
延長料 (1時間につき)	メインアリーナ	3,415	17,075	8,537	34,150	
	多目的ホール	1,896	9,480	4,740	18,960	
	弓道場	1,016	2,032	-	-	
	カルチャールーム	460	920	920	1,840	
	講座室	146	292	292	584	
	会議室	94	188	188	376	

○個人使用料

施設	使用料	
メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	高校生以下	1人1回150円(回数券12枚綴り1,500円)
	その他の者	1人1回310円(回数券12枚綴り3,100円)
	回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	
	9時から12時まで 13時から17時まで 18時から22時まで	

○附属施設及び器具使用料(専用使用の場合に徴収する。)

附属施設及び器具名		単位	使用料
冷暖房	メインアリーナ	1時間	27,384
	多目的ホール		10,214
	カルチャールーム		324
	会議室		157
放送設備	メインアリーナ	1式	2,120
	多目的ホール		1,050
	移動式		520
スポーツ器具	バスケットボール	1面	1,050
	バレーボール		410
	バドミントン		200
	ハンドボール		520
	卓球	1台	200
	庭球	1面	1,050
	柔道		520
その他の設備	電光掲示板	大	2,120
		小	410
	仮設ステージ	1台	200
	フロアシート	1本	100
	椅子	1脚	30
	机	1台	100
	シャワー	100人未満	3,190
		100人以上	1人増すごとに30円を加算

総合スポーツセンター以外の体育施設

○専用使用料

時間区分	施設名	使用区分				備考
		1 入場料その他 これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他 これに類する料金を徴収する場合		
		(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	
9時から 12時まで	周南市陸上競技場	4,070	20,350	6,100	61,050	1 専用利用とは、使用者が一定期間一つの施設の全部(事務所、売店等を除く。)を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。 2 左記の使用区分の2の(2)より使用する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
	周南市野球場	4,380	21,900	6,570	65,700	
	周南市 ソフトボール球場 周南市 アーチェリー場	1,550	7,750	2,320	23,250	
	周南市サッカー場	2,220	11,100	3,330	33,300	
	周南市補助競技場 周南市運動広場	950	4,750	1,420	14,250	
12時から 17時まで	周南市陸上競技場	6,780	33,900	10,170	101,700	3 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。 4 左記使用区分の2により使用する場合は、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、左記使用区分1の使用料を徴収する。 5 左記使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ延長料を徴収する。
	周南市野球場	7,320	36,600	10,980	109,800	
	周南市 ソフトボール球場 周南市 アーチェリー場	2,580	12,900	3,870	38,700	
	周南市サッカー場	3,710	18,550	5,560	55,650	
	周南市補助競技場 周南市運動広場	1,590	7,950	2,380	23,850	
17時から 22時まで	周南市野球場	7,320	36,600	10,980	109,800	
	周南市補助競技場	1,590	7,950	2,380	23,850	
延長料 (1時間につき)	周南市陸上競技場	1,351	6,755	2,026	20,265	6 野球場を職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。 7 補助競技場については、中央1・中央2に分割してそれぞれに適用する。
	周南市野球場	1,456	7,280	2,184	21,840	
	周南市 ソフトボール球場 周南市 アーチェリー場	513	2,565	769	7,695	
	周南市サッカー場	742	3,710	1,113	11,130	
	周南市補助競技場 周南市運動広場	314	1,570	471	4,710	

○個人使用料

施設	使用料	
周南市陸上競技場 周南市アーチェリー場	高校生以下	1人1回60円(回数券12枚綴り600円)
	その他の者	1人1回120円(回数券12枚綴り1,200円)
	回数時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	
	9時から12時まで 12時から17時まで 17時から日没まで	

○附属施設及び器具使用料

附属施設及び器具名	使用料
放送設備	陸上競技場・野球 1日1回 2,200円
大会議室	陸上競技場 1日1回 540円
小会議室	野球場・陸上競技場 1日1回 220円
補助いす	1日1脚 30円
陸上競技器具	1日1式 3,300円
夜間照明	補助競技場 1競技場1時間以内 2,200円 その後30分ごとに1,100円を加算する。

○周南市野球場夜間照明使用料

区分	使用料(1時間につき)			
	全灯	2分の1灯	4分の1灯	6分の1灯
職業野球以外で使用する場合	45,100円	23,100円	11,000円	6,600円
職業野球で使用する場合	135,300円			

○周南市野球場スコアボード使用料

区分	使用料(1時間につき)	
職業野球以外で使用する場合	全部表示(大型映像表示装置使用)	1,581円
	全部表示(大型映像表示装置不使用)	628円
	得点・判定表示	272円
職業野球で使用する場合	4,745円	

○周南市野球場附属施設の冷暖房使用料

附属施設	冷暖房使用料(1時間につき)
小会議室	335円
本部席	188円
その他の部屋	94円

○周南市庭球場（ゼオンアリーナ周南庭球場）

施設名	単位	使用料 (1時間につき)	固定照明設備使用料 (1時間につき)
周南市庭球場	1面	880円	324円

○周南市庭球場附属施設及び器具使用料

附属施設及び器具名	単位	使用料	冷暖房使用料
管理事務所会議室 1	1時間	146円	157円
管理事務所会議室 2	1時間	73円	104円
管理事務所研修室	1時間	125円	157円
管理事務所放送設備	1式	1日1回 2,200円	—

使用料の減免について

使用料の減額・免除をすることができる場合は下記のとおりです。

ただし、夜間照明、固定照明設備、附属施設及び附属器具の使用料については、市又は教育委員会が主催する場合を除き減免できません。

①総合スポーツセンター・庭球場・サッカー場の減免基準

免除

市又は教育委員会が主催するとき。

50パーセント減額

次に掲げるものがスポーツ若しくはレクリエーションの振興、文化の向上又は福祉の増進を図る目的で入場料又はこれに類するものを徴収しないで専用使用する場合

- (1) 行政目的で使用する市以外の官公庁
- (2) 市内に設置された公共的団体
- (3) 市内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体
- (4) 市内で組織された身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第4の1に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者の団体

②総合スポーツセンター・庭球場・サッカー場を除く体育施設の減免基準

1 免除

- (1) 市又は教育委員会が主催又は共催するとき。
- (2) 市内に設置された公共的団体※が、市内の居住者を対象に、体育、スポーツ及びレクリエーションの活動を入場料又はこれに類するものを徴収しないで使用するとき。
- (3) 体育施設の指定管理者が当該管理運営施設を行政目的で使用するとき。
- (4) 市内に設置された学校教育法第1条に規定する学校（大学、短大及び高等専門学校は除く。）並びに社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体が教育目的で使用するとき。
- (5) 市内で組織された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の団体が使用するとき。

2 50パーセント減額

- (1) 市以外の官公庁が行政目的で使用するとき。
- (2) 市内に設置された大学（短大及び高等専門学校を含む。）が体育、スポーツ又はレクリエーションの活動で使用するとき。
- (3) 使用者の半数以上が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で市外の者を含んで使用するとき。

3 30パーセント減額

市又は教育委員会が後援するとき。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。

- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合であっても上記1(2)に規定する公共的団体が有料の催しをする場合は、条例別表第2の2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プールの(1)専用使用料の表備考の欄の2に定める100倍の適用は免除する。

※「公共的団体」とは、連合婦人会、PTA連合会、高等学校PTA連合会、こども会育成連絡協議会、ボーイスカウト地区団、ガールスカウト地区団、海洋少年団、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、文化協会、ユネスコ協会、自治会連合会、コミュニティ推進連絡協議会、老人クラブ連合会、スポーツ協会及びこれに加盟する団体並びに地区体育振興会及びこれに類する団体をいう。